

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規則

○北海道農業改良資金等貸付規則の全部を改正する規則

(農業経済課)

二

○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

(農業経済課)

三二

告示

○北海道農業改良資金貸付基準の廃止

(農業経済課)

三三

公布された規則のあらまし

◇北海道農業改良資金等貸付規則の全部を改正する規則(規則第九十六号)

一 趣旨

農業改良資金助成法(以下「法」という。)等の改正にかんがみ、農業者等に農業改良資金の貸付けを行うとともに、農業者等に農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に、当該貸付けに必要な資金(以下「道貸付金」という。)の貸付けを行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 これまでの生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、家庭生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金を廃止して農業改良資金とし、市町村に対する貸付けを廃止して農業改良資金の貸付けの業務を行う法第三条第二項に規定する融資機関に道貸付金を貸し付けることとした(第一条関係)。
- 2 農業改良資金の貸付対象者を定めることとした(第二条関係)。
- 3 農業改良資金の貸付対象資金については次のとおりとすることとした(第三条第一項関係)。

(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金

(3) 家畜の購入又は育成に必要な資金

(4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金

(5) 農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)について農産物の生産の用に供するための賃借権その他所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に對

する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

(6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に對する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

(7) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

(8) 品種の転換を行うのに必要な資金

(9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

(10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、農業経営の改善に伴い必要となる農業費、資材費、雇用労賃又は機械施設の修理費(農業改良措置の導入当初に必要な経費に限る。)に充てるのに必要な資金

4 農業改良資金の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の一農業者等ごとの限度額は、農業改良資金助成法施行規則(以下「省令」という。)第一条に定める額とし、農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二条の五に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法第三条第一項に規定する果樹園経営計画の認定を受けた農業者以外のものに係る限度額は、農業改良措置を実施するのに必要な経費の額の八割に相当する額又は省令第一条に定める額のいずれか低い額とすることとした(第三条第二項関係)。

5 貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は十二年以内、据置期間は五年以内とし、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第五条第一項の認定農業者にあっては、据置期間は三年以内とすることとした(第三条第三項関係)。

6 貸付金の償還方法は、年賦償還の方法によることとした(第三条第四項関係)。

7 貸付資格の認定を受けようとするものは、農業改良資金貸付資格認定申請書に農業改良措置に関する計画書を添えて、貸付けを受けようとする日の六十日前までに申請しようとするものの住所等を管轄する地域農業改良普及センターを経由して知事に提出することとした(第四条関係)。

8 農業改良資金の貸付けを受けようとするものは、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならないこととした(第六条第一項関係)。

9 農業改良措置に関する計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとするものの住所等を管轄する地域農業改良普及センターを経由して知事に農業改良措置計画変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならないこととした

- (第七条関係)。
- 10 農業改良資金の貸付けを受けようとするものは、貸付けを受けようとする日の三十日前までに農業改良資金貸付申請書を知事に提出することとした(第八条関係)。
- 11 農業改良資金の貸付決定の通知を受けたものは、農業改良資金借用証書を知事に提出することとした(第十条関係)。
- 12 農業改良資金の貸付けを受けたものは、農業改良措置の完了後三十日以内に農業改良措置実施報告書を貸付けを受けたものの住所地等を管轄する地域農業改良普及センターを経由して知事に提出することとした(第十一条関係)。
- 13 償還金の支払の猶予を受けようとするものは、償還期限の三十日前までに農業改良資金償還金支払猶予申請書を知事に申請することとした(第十二条関係)。
- 14 道貸付金の償還期間、据置期間及び償還方法は、農業改良資金助成法施行令第七条第一項第一号の定めるところによるものとし、償還方法は、年賦償還の方法によることとした(第十四条関係)。
- 15 道貸付金の貸付けを受けようとする融資機関は、貸付けを受けようとする日の三十日前までに農業改良資金道貸付金貸付申請書を知事に提出することとした(第十五条関係)。
- 16 道貸付金の貸付け決定の通知を受け道貸付金の交付を受けようとする融資機関は、農業改良資金道貸付金支払請求書を知事に提出することとした(第十六条第三項関係)。
- 17 道貸付金の交付を受けた融資機関は、農業改良資金道貸付金借用証書を知事に提出することとした(第十七条関係)。
- 18 融資機関は、道貸付金に係る農業改良資金の貸付けの業務を中止し、若しくは廃止しようとするとき又はその遂行が困難になったときは、知事に報告することとした(第十八条関係)。
- 19 道貸付金の貸付けを受けた融資機関は、農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行ったときは、速やかに農業改良資金道貸付金業務実施報告書を知事に提出することとした(第十九条関係)。
- 20 知事は、道貸付金の貸付けを受けた融資機関が次のいずれかに該当するときは、いつでも道貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求できることとした(第二十条関係)。
- (1) 正当な理由がなくて償還金の支払を怠ったとき。
- (2) 正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。
- 21 道貸付金の償還金の支払の猶予を受けようとする融資機関は、償還期限の三十日前までに農業改良資金道貸付金償還金支払猶予申請書を知事が指定する者の証明書を添えて、知事に申請することとした(第二十二条第一項関係)。

- 22 道貸付金の貸付けを受けた融資機関は、支払期日に償還金又は20の規定による一時償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を納付することとした(第二十三条関係)。
- 23 農業改良資金貸付資格認定申請書等の様式について定めることとした(第一号様式から第十七号様式まで関係)。
- 三 施行期日
- この規則は、公布の日から施行することとした。
- ◇北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第九十七号)
- 一 趣旨
- 農業近代化資金の種類及び利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。
- 二 内容
- 1 農業近代化資金の種類を改めるとともに、利子補給率のうち年〇・六パーセントとあるものを年〇・四五パーセントに改めることとした(第二条の表関係)。
- 2 平成十四年七月一日から同月四日までの間における利子補給承認に係る農業近代化資金の利子補給率については、年〇・四五パーセントとあるものを年〇・六パーセントとすることとした(附則第三項関係)。
- 三 施行期日等
- この規則は、公布の日から施行し、平成十四年七月一日以後の利子補給承認から適用することとした。

規則

北海道農業改良資金等貸付規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月三十一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十六号

北海道農業改良資金等貸付規則

北海道農業改良資金等貸付規則(昭和三十一年北海道規則第百六十一号)の全部を改正する。

(貸付け)

第一条 道は、農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号。以下「法」という。)、農業改良資金助成法施行令(昭和三十一年政令第百三十一号。以下「政令」という。)及

び農業改良資金助成法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十七号。以下「省令」という。）の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、農業者等（次条に規定するものをいう。以下同じ。）に対して農業改良資金を、農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関（法第三条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に対して当該業務に必要な資金（以下「道貸付金」という。）を貸し付ける。

（貸付対象者）

第二条 農業改良資金の貸付対象となる農業者等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条の五に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項に規定する果樹園経営計画の認定を受けた農業者
- 二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項に規定する認定就農者であつて、経営開始後五年以内で、かつ、同法第四条第一項の認定を受けてから十年以内のもの
- 三 知事が別に定める要件に該当する農業者
- 四 前三号に該当する者が主たる構成員である法人格を有しない団体で、知事が別に定める要件に該当するもの（以下「農業者の組織する団体」という。）

- 五 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第五条第一項の認定農業者（同法第五条第二項に規定する認定導入計画に従つて同法第二条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。）

第三条 農業改良資金は、法第七条第一項の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けたものが当該認定に係る農業改良措置（法第二条に規定するものをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。ただし、第八号から第十号までに掲げる資金については前条第一号に掲げる者又は前条第五号に掲げる者に対してのみ貸し付ける。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- 三 家畜の購入又は育成に必要な資金
- 四 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
- 五 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

六 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

七 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

八 品種の転換を行うのに必要な資金

九 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

十 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

十一 前各号に掲げるもののほか、農業経営の改善に伴い必要となる農薬費、資材費、雇用労賃又は機械施設の修理費（農業改良措置の導入当初に必要な経費に限る。）に充てるのに必要な資金

2 農業改良資金の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の一農業者等ごとの限度額は、省令第一条の定めるところによる。ただし、前条第一号に掲げる者以外のものに係る限度額は、農業改良措置を実施するのに必要な経費の額の八割に相当する額又は省令第一条に定める額のいずれか低い額とする。

3 貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は十二年以内、据置期間は五年以内とする。ただし、前条第五号に掲げる者については、据置期間は三年以内とする。

4 貸付金の償還方法は、年賦償還の方法によるものとする。

（貸付資格の認定申請）

第四条 貸付資格の認定を受けようとするものは、農業改良資金貸付資格認定申請書（別記第二号様式）に農業改良措置に関する計画書（別記第二号様式）を添えて、貸付けを受けようとする日の六十日前までに、申請しようとするものの住所地（法人又は農業者の組織する団体の場合は主たる事務所の所在地又は代表者の住所地。以下同じ。）を管轄する地域農業改良普及センターを経由して知事に提出するものとする。

（貸付資格の認定）

第五条 知事は、前条に規定する認定申請書及び計画書の提出があつたときは、その内容を審査し、貸付資格を認定することが相当であると認めたとときは、農業改良資金貸付資格認定書（別記第三号様式）を申請者に交付し、認定しない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（債権保全）

第六条 道から農業改良資金の貸付けを受けようとするものは、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。

2 知事は、必要と認めるときは、農業改良資金の貸付けを受けようとするものに対し、担保の追加若しくは変更又は保証人の追加若しくは交替を求めることができる。

平成十四年十月三十一日 木曜日

四

3 農業改良資金の貸付けを受けようとするものが前二項の規定により担保を提供する場合は、その担保の目的物の抵当権設定に係る登記又は登録に要する費用は、貸付けを受けようとするものの負担とする。

4 農業改良資金の貸付けを受けようとする農業者の組織する団体が連帯保証人を立てる場合には、その構成員のうち、当該貸付けに係る資金によって受益する者が当該団体の連帯保証人となるものとする。

(農業改良措置に関する計画の変更)

第七条 貸付資格の認定を受けたものが当該農業改良措置に関する計画を変更しようとするときは、あらかじめ、農業改良措置計画変更承認申請書(別記第四号様式)を変更しようとするものの住所を管轄する地域農業改良普及センターを経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(農業改良資金の貸付けの申請)

第八条 貸付資格の認定を受けたものが道から農業改良資金の貸付けを受けようとするときは、農業改良資金貸付申請書(別記第五号様式)を貸付けを受けようとする日の三十日前までに、知事に提出するものとする。

(農業改良資金の貸付けの決定)

第九条 知事は、前条に規定する貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは農業改良資金貸付決定通知書(別記第六号様式)を申請者に交付し、貸付けしない旨の決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

(農業改良資金の借用証書)

第十条 前条第二項の規定により貸付けの決定に係る通知を受けたものは、農業改良資金借用証書(別記第七号様式)を知事に提出するものとする。

(農業改良措置の実施の報告)

第十一条 道から農業改良資金の貸付けを受けたものは、当該貸付金の目的である農業改良措置の完了後三十日以内に農業改良措置実施報告書(別記第八号様式)を、貸付けを受けたものの住所を管轄する地域農業改良普及センターを経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の申請)

第十二条 法第十条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとするものは、農業改良資金償還金支払猶予申請書(別記第九号様式)に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに、知事に申請するものとする。

(支払猶予の決定)

第十三条 知事は、前条の規定により支払猶予の申請があったときは、その内容を審査し、支払を猶予することが相当と認めるときは、支払猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定をしたときは農業改良資金償還金支払猶予決定通知書(別記第十号様式)を申請者に交付し、支払猶予をしない旨の決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

(道貸付金の償還期間、据置期間及び償還方法)

第十四条 道貸付金の償還期間及び据置期間は、政令第七条第一項第一号の定めるところによるものとし、その償還方法は、年賦償還の方法によるものとする。

(道貸付金の貸付けの申請)

第十五条 融資機関は、道貸付金の貸付けを受けようとするときは、農業改良資金道貸付金貸付申請書(別記第十一号様式)を貸付けを受けようとする日の三十日前までに、知事に提出するものとする。

(道貸付金の貸付けの決定)

第十六条 知事は、前条に規定する道貸付金貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは農業改良資金道貸付金貸付決定通知書(別記第十二号様式)を申請した融資機関に交付し、貸付けしない旨の決定をしたときはその旨を申請した融資機関に通知するものとする。

3 前項の規定により道貸付金の貸付けの決定に係る通知を受けた融資機関は、道貸付金の交付を受けようとするときは、農業改良資金道貸付金支払請求書(別記第十三号様式)を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項に規定する道貸付金支払請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、道貸付金を交付するものとする。

(道貸付金の借用証書)

第十七条 前条第四項の規定により道貸付金の交付を受けた融資機関は、農業改良資金道貸付金借用証書(別記第十四号様式)を知事に提出するものとする。

(業務の中止等)

第十八条 融資機関は、貸付けを受けた道貸付金に係る農業改良資金の貸付けの業務を中止し、若しくは廃止しようとするとき又はその遂行が困難となったときは、直ちに知事に報告するものとする。

(道貸付金に係る報告)

第十九条 融資機関は、貸付けを受けた道貸付金に係る農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行ったときは、速やかに当該業務の実施状況を記載した農業改良資金道貸付金業務実施報告書(別記第十五号様式)を知事に提出するものとする。

(道貸付金に係る一時償還)

第二十条 知事は、道貸付金の貸付けを受けた融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも道貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 正当な理由がなくて償還金の支払を怠ったとき。

二 正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(道貸付金に係る支払猶予)

第二十一条 知事は、道貸付金の貸付けを受けた融資機関が法第十七条において準用する法第十条の規定により償還金の支払の猶予をしたときは、当該支払の猶予をした農業改良資金の償還金に係る道貸付金の償還額の支払の猶予をすることができる。

(道貸付金に係る支払猶予の申請及び決定)

第二十二条 前条の規定による道貸付金の償還金の支払の猶予を受けようとする融資機関は、農業改良資金道貸付金償還金支払猶予申請書（別記第十六号様式）に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。）の三十日前までに、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定により道貸付金償還金の支払猶予の申請があったときは、その内容を審査し、支払を猶予することが相当と認めたときは、支払猶予の決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により支払猶予の決定をしたときは農業改良資金道貸付金償還金支払猶予決定通知書（別記第十七号様式）を申請した融資機関に交付し、支払猶予をしない旨の決定をしたときはその旨を申請した融資機関に通知するものとする。

(道貸付金に係る違約金)

第二十三条 道貸付金の貸付けを受けた融資機関は、支払期日に償還金又は第二十条の規定により請求のあった一時償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を納付しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の北海道農業改良資金等貸付規則の規定に基づき貸付けされた農業改良資金については、なお従前の例による。

別記第1号様式（第4条関係）

農業改良資金貸付資格認定申請書

北海道知事 様

郵便番号

住 所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所）

年 月 日

電話番号（ ） -
フリガナ
氏 名（法人等の場合は、名称及び代表者氏名）

生年月日「 年 月 日生（ 歳）」

北海道農業改良資金等貸付規則第4条の規定により、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので申請します。

申 請 者	1 北海道農業改良資金等貸付規則第2条第1項に規定する農業者	☐
	2 上記以外の農業者	☐
希 望 借 入 額	円	
希 望 借 入 方 法	1 道からの借入れ	☐
	2 融資機関からの借入れ	☐
借入れを希望する融資機関名		
〔 農協・銀行・信金 〕		〔 本・支店 〕
担 保 提 供 の 可 能 性	1 借入額に対応した十分な物的担保の提供が可能	☐
	2 それ以外	
	(1) 機関保証の利用	☐
	(2) 連帯保証人	☐

注 農業改良措置に関する計画書（別記第2号様式）を添付すること。

別記第2号様式（第4条関係）

その1

農業改良措置に関する計画書（個人用）

北海道知事 様

住所
氏名

年 月 日

- 1 計画期間 年度～ 年度
- 2 家族構成等

氏名	続柄	年齢	農業従事日数	農外従事日数	目標年の状況

注 農業後継者は氏名の前に○印を記入すること。

常時雇用

人

臨時雇用

人

3 経営規模

田	(うち借地)	a (a)
畑	(うち借地)	a (a)
樹園地	(うち借地)	a (a)
採草放牧地(うち借地)	a (a)	
施設面積	棟	m ²
常時飼養家畜	種類	頭・羽

- 注1 「施設面積」の欄は、施設園芸(野菜、花き)の場合のハウス等の面積を記入し、農舎及び畜舎等の面積は含めないこと。
- 2 直近3か年の青色申告書の写し、農業協同組合の組合員勘定の写しその他経営状況を明らかにする書類を添付すること。

4 直近の経営状況(経営実績)

- (1) 申請者の能力及び経営力を背景とした生産、損益及び資金繰り実績

(金額単位：千円)

項 目		前年実績 ()	平年実績
農業収入	共済加入	項 目 単位	
作目名	有 ・ 無	経営規模	
		生産量	
作目名	有 ・ 無	売上高	
		経営規模	
作目名	有 ・ 無	生産量	
		売上高	
作目名	有 ・ 無	経営規模	
		生産量	
作目名	有 ・ 無	売上高	
		経営規模	
作目名	有 ・ 無	生産量	
		売上高	

項 目	前年実績 ()	平年実績
単 収		
単 価		
変動理由		
単 収		
単 価		
変動理由		
単 収		
単 価		
変動理由		
単 収		
単 価		
変動理由		

		その他の作物（ ）		
		農作業受託収入		
		その他（ ）		
農業経営費				
物 財 費	飼料費			
	肥料・農薬費			
	素畜・種苗費			
	衛生費			
	資材費			
	水道光熱費			
	農機具施設費			
	うち修繕費			
	うち減価償却費			
	その他			
小 計				
出荷販売経費				
雇用労費				
支払利息				
支払地代				
その他				
農業所得				
農外所得				
年金被贈等				
農家総所得				
前期からの繰越				
償却前所得				
受				

入 れ 計	長期借入金		
	その他		
支	施設機械等の設備投資費用		
	長期借入金返済		
	家計費		
	租税公課諸負担		
	その他		
	計		
出	次期への繰越		

平年実績による審査が必要な理由
平年実績の算定方法

- 注1 「平年実績」は、災害等の事情により、前年実績で審査することが適当でない場合のみ記入すること。
- 2 「農業収入」は、主要な作目別に記入し、加工・販売等も記入すること。また、「経営規模」及び「生産量」の単位は、作付内容、生産・販売物に対応した単位を記入すること。
- 3 「変動理由」は、災害、病害等簡潔に記入すること。
- 4 「支払利息」は、農業関係に係る借入金の利息を記入すること。
- 5 「農外所得」は、農外事業収入、給与、受取小作料、受取利息等の合計から農外支出（農外事業関係に係る借入金の利息を含む。）を差し引いて得た額を記入すること。
- 6 「年金被贈等」には、年金、祝金、農業共済金等を記入すること。
- 7 家族協定を締結している経営主以外の農業者は、家族経営全体における経営の状況を記入すること。

(2) 経営力を背景とした財務内容（資産負債バランス）（金額単位：千円）

項	目	金 額	算 出 基 礎
資産計			
	預金（共済等の積立金を含む。）		
	農協等に対する出資金		
	土地		
	建物		
	家畜		
	農機・その他		
負債計			

	農業負債（短期）		
	農業負債（長期）		
	農外負債		
	その他		
正味資産			

保証債務		
------	--	--

- 注1 「正味資産」は、資産の額から負債の額を差し引いて得た額を記入すること。
- 2 「保証債務」は、第三者のために債務保証をしている額及びその明細を記入すること。
- (3) 経営上の特徴、工夫している点等

(4) 経営上の課題（営農類型：）

注 各項目別に具体的な内容を記入すること。

(1) 経営改善を図るための方策

平成十四年十月三十一日 木曜日

注1 4の(4)の経営上の課題を踏まえ、その改善方法を具体的に記入すること。
2 新作物・新技術を導入する場合は、その内容を具体的に記入すること。

(2) 経営改善のための計画の算出基礎
(耕種) (単位・箇所・kg/10a 箇所・田/kg)

注 営農類型が耕種以外の場合は、別紙に記入すること。

(金額単位：千円)

九

7							年(年)	☐	☐
8							年(年)	☐	☐
9							年(年)	☐	☐
10							年(年)	☐	☐
合 計									

注1 目標年度までのすべての設備投資について記入すること（自己資金のみによる設備投資も含む。）。

2 「投資内容」欄に、農地等の取得・賃借を記入するときは、田、畑等の用途と自作地・小作地の別を記入すること。

3 債務保証を希望する場合は、「保証の希望」欄の□にレ印を付けること。

(4) 長期運転資金等の主な使途と資金調達 (金額単位：千円)

長期運転資金等の使途と算出基礎	必要時期	必要額	償還期間	備考
	年 月		年	

	年 月		年
	年 月		年

注 研修、調査、研究開発費等の資金も記入すること。

(参考) 既往借入金状況 (年 月 日現在) (現在残高、単位：円)

借入先又は資金名	主な資金の使途	借入年月	現在残高	利率	償還期限	据置期間	償還方法
1		年 月		%	年 月	年 月まで	
2		年 月		%	年 月	年 月まで	
3		年 月		%	年 月	年 月まで	
合 計		年 月		%	年 月	年 月まで	

注1 農業経営以外の借入金についても記入すること。

2 「償還方法」の欄は、「元金均等」、「元利均等」又は「その他」と記入すること。

6 計画実行後の生産、損益、資金繰り計画

(金額単位：千円)

項	目	1年目	2年目	3年目	4年目	目標 (5年目)	6年目	7年目	8年目	9年目
農業収入	共済加入									
作目名	有・無	経営規模 生産量								
		売上高								
		経営規模 生産量								
作目名	有・無	売上高								
		経営規模 生産量								
		売上高								
作目名	有・無	経営規模 生産量								
		売上高								

平成十四年十月三十一日 木曜日

受 入 れ	償却前所得																			
	長期借入金																			
支 出	その他																			
	計																			
支	施設機械等の設備投資費用																			
	長期借入金返済																			
	家計費																			
	租税公課諸負担																			
	その他																			
	計																			
出		次期への繰越																		

注 計画上最終の借入れを行う年の4年後まで（1年目に借入れを予定している場合は5年目まで、5年目に借入れを予定している場合は9年目まで）の計画について記入すること。

別記第2号様式（第4条関係）

その2

農業改良措置に関する計画書（法人等用）

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地又は代表者の住所

法人等名

代表者氏名

印

- 1 計画期間 年度～ 年度
- 2 法人等の概要

設立年月 年 月

資本金 千円

構 成 員 氏 名	年 齢	役 職 担 当	法人従事日数	出 口 資 数	目 標 年 の 状 況

注 当該法人等が借入れする農業改良資金について連帯して債務を負う者は、氏名の前記に○印を記入すること。

3 経営規模

構成戸数 戸

常時雇用 人

臨時雇用 人

田	（うち借地）	a（	a）
畑	（うち借地）	a（	a）
樹園地	（うち借地）	a（	a）
採草放牧地（うち借地）		a（	a）

施設面積	棟	m ²
常時飼養家畜	種類	頭・羽

注1 「施設面積」の欄は、施設園芸（野菜、花き）の場合のハウス等の面積を記入し、農舎及び畜舎等の面積は含めないこと。
2 直近3か年の決算書（附属明細書を含む。）を添付すること。

4 直近の経営状況（経営実績）

(1) 申請者の能力及び経営力を背景とした生産、損益及び資金繰り実績

(金額単位：千円)

項 目		前 年 実 績 (年)	平 年 実 績
収入	共済加入		
作目名	有 ・ 無	経営規模	
		生 産 量	
		売 上 高	
作目名	有 ・ 無	経営規模	
		生 産 量	
		売 上 高	
作目名	有 ・ 無	経営規模	
		生 産 量	
		売 上 高	
作目名	有 ・ 無	経営規模	
		生 産 量	
		売 上 高	
作目名	有 ・ 無	経営規模	
		生 産 量	
		売 上 高	
その他の作物 ()			
農作業受託収入			
その他 ()			
営業外収入 ()			

項 目	前 年 実 績 (年)	平 年 実 績
単 収		
単 価		
変動理由		
単 収		
単 価		
変動理由		
単 収		
単 価		
変動理由		
単 収		
単 価		
変動理由		

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

支 出			
物 財 費	飼 料 費		
	肥料・農薬費		
	素畜・種苗費		
	衛生費		
	資材費		
	水道光熱費		
	農機具施設費		
	うち修繕費		
	うち減価償却費		
	その他		
	小 計		
	出荷販売経費		
	雇用労費		
	構成員給与		

世帯員労賃		
支払地代		
その他の管理費		
その他の事業費用		
事業外費用		
支払利息		
その他		

当期損益		
法人税等充当額		
前期からの繰越		
調 査 当期利益（税引後）		

法人の前年売上高	
A	
農業に係る前年売上高 B	
B/A	

減価償却費		
引当金純増		
固定資産処分		
増資		
長期借入金		
その他		
計		
前期利益処分		
配当		
役員賞与		
施設・機械等の設備投資		
出資		
借替返済		
長期借入金返済		
その他		
計		
次期への繰越		

平年実績による審査が必要な理由
平年実績の算定方法

- 注 1 「平年実績」は、災害等の事情により、前年実績で審査することが適当でない場合のみ記入すること。
- 2 「収入」は、主要な作目別に記入し、加工・販売等も記入すること。また、「経営規模」及び「生産量」の単位は、作付内容、生産・販売物に対応した単位を記入すること。
- 3 「変動理由」は、災害、病害等簡潔に記入すること。
- 4 「施設・機械等の設備投資」には、固定資産として計上し、単年度の費用としては計上しないものを記入すること。

(2) 経営力を背景とした財務内容（資産負債バランス）（金額単位：千円）

項 目	金 額	主 な 勘 定 内 訳
流動資産		預 貯 金（ ）、売掛金（ ）、受取手形（ ）、棚 卸（ ）、
固定資産		土 地（ ）、建 物（ ）、

繰延資産		
資産合計		

流動負債	短期借入金 ()、買掛金 ()、 支払手形 ()
固定負債	長期借入金 ()
資本	資本金 ()、法定準備金 ()、 剰余金 ()

保証債務		
------	--	--

法人の構成員が当該法人に貸与している土地の価格の合計額 千円

注 「保証債務」は第三者のために債務保証をしている額及びその明細を記入すること。

(3) 経営上の特徴、工夫している点等

[illegible]

(4) 経営上の課題（営業類型：営業類型）

項目	課題・問題点
技術レベル	
単収	
品質・単価	
経営規模	
コスト	
生産方法	
販売方法	

加工流通	
その他	

注 各項目別に具体的な内容を記入すること。

5 経営の改善点

(1) 経営改善を図るための方策

(□ 北海道農業改良資金等貸付規則第2条第5号に掲げる者による農業改良資金の活用に該当するときは、左の□にシ印を付けること。)

注1 4の(4)の経営上の課題を踏まえ、その改善方法を具体的に記入すること。
注2 新作物・新技術を導入する場合は、その内容を具体的に記入すること。

2 新作物・新技術を導入する場合は、その内容を具体的に記入すること。

(2) 経営改善のための計画の算出基礎

(耕種)

(単位: 単収・kg/10a、単価・円/kg)

[illegible]

種	肥料代			
	農薬代			
物	財	費		

注 営農類型が耕種以外の場合は、別紙に記入すること。

(3) 設備資金の使途と資金調達

(金額単位：千円)

実 施 年 度	投資内容	規模 ・ 能力	事業費 量	新設 ・ 更新	資 金 調 達 計 画		保証 の希 望
					自己 補 助 金	借入金の 償還(据置 期 間)	希望の資金 無 有(資 金名)
1						年(年)	☐
2						年(年)	☐
3						年(年)	☐
4						年(年)	☐
5						年(年)	☐
6						年(年)	☐
7						年(年)	☐
8						年(年)	☐
9						年(年)	☐
10						年(年)	☐
合 計							

6 計画実行後の生産、損益、資金繰り計画

(金額単位：千円)

項	目		1年目	2年目	3年目	4年目	目 標 (5年目)	6年目	7年目	8年目	9年目
	農業収入	共済加入	項 目	単位							
作目名	有 ・ 無	経営規模	生産量								
			売上高								
作目名	有 ・ 無	経営規模	生産量								
			生産量								

注 1 目標年度までのすべての設備投資について記入すること（自己資金のみによる設備投資も含む。）。

2 「投資内容」欄に、農地等の取得・賃借を記入するときは、田、畑等の用途と自作地・小作地の別を記入すること。

3 債務保証を希望する場合は、「保証の希望」欄の□にレ印を付けること。

(4) 長期運転資金等の主な使途と資金調達

(金額単位：千円)

長期運転資金等の使途と算出基礎	必要時期	必要額	償還期間	備考
	年 月		年	
	年 月		年	
	年 月		年	

注 研修、調査、研究開発費等の資金も記入すること。

(参考) 既往借入金の状況 (年 月 日現在)

(現在残高、単位：円)

借入先又は 資金名	主な資金の使途	借入年月	現在残高	利 率	償還期限	据 置 期 間	償還方法
1		年 月		%	年 月	年 月まで	
2		年 月		%	年 月	年 月まで	
3		年 月		%	年 月	年 月まで	
合 計		年 月		%	年 月	年 月まで	

注 1 農業経営以外の借入金についても記入すること。

2 「償還方法」の欄は、「元金均等」、「元利均等」又は「その他」と記入すること。

木曜日

一八

[illegible]

出荷販売経費										
当期損益										
法人税等充当額										
調										
達										
計										
運										
配										
出										

用計	借替返済																		
	長期借入金返済																		
	その他																		
	計																		
次期への繰越																			

注 計画上最終の借入れを行う年の4年後まで（1年目に借入れを予定している場合は5年目まで、5年目に借入れを予定している場合は9年目まで）の計画について記入すること。

別紙（経営改善のための計画の算出基礎として、耕種以外の営農類型を記入する場合に使用する。）

（酪農）

区 分		単 位	実 績	目 標	改善のための具体的方策
経産牛1頭当たり乳量		kg/頭			
単 個	平 均 乳 価	円/kg			
	初 生 牛	千円/頭			
	初 妊 牛	千円/頭			
	体 産 牛	千円/頭			
	繁 平均分べん間隔	か月			
殖	平 均 産 次	産			
	平 均 更 新 年 数	産			
飼 料 作 (牧草) 面積		ha			
飼料作（とうもろこし）面積		ha			
経産牛1頭当り	飼 料 作 面 積	a/頭			
	飼 料 生 産 量	kg/頭			
濃厚飼料	濃厚飼料給与量	kg/頭			
	粗 飼 料 給 与 量	kg/頭			
濃厚飼料総給与量		t/年			
濃厚飼料平均価格		円/kg			
購入粗飼料総給与量		t/年			
購入粗飼料平均単価		円/kg			
乳 飼 比		%			

（肉用牛）

区分(該当品種に○を付けること)		和 牛 主 体 (和牛、F1)		乳 用 種 主 体 (乳用種、和牛、F1)		改善のための具体的方策
繁殖牛	生 産 頭 数	頭				
	平均分べん間隔	か月				
	販 売 頭 数	頭				
	平均販売体重	kg				
	平均販売月齢	か月				
素牛	平均出荷価格	千円/頭				
	導 入 頭 数	頭/年				
販売牛	平均導入体重	kg				
	平均導入月齢	か月				
枝 肉	平均導入価格	千円/頭				
	平均販売月齢	か月				
平均販売体重	平均販売月齢	か月				
	平均販売月齢	か月				
平均販売価格		千円/頭				
枝 肉		kg				
濃厚飼料平均価格		円/kg				
濃厚飼料総給与量		kg/年				
購入粗飼料総給与量		kg/年				
購入飼料費		円/頭				

(養豚)

区 分		単 位	実 績		標	改善のための具体的方策
種 豚 の 品 種	種		ヘ	メ	メ	
母豚1頭当たり産子数		頭/年				
母豚平均分べん回数		回/年				
販売子豚	出 荷 日 齢	日				
	出 荷 体 重	kg				
	出 荷 価 格	円/頭				
	導 入 日 齢	日				
	導 入 体 重	kg				
肥育豚	導 入 価 格	円/頭				
	出 荷 日 齢	日				
	出 荷 体 重	kg				
	出 荷 価 格	円/頭				
	上 物 率	%				
平 均 肥 育 日 数		日				
事 故 率		%				
肥育豚1頭当たり飼料	販売手数料	円/頭				
	飼料総給与量	kg/頭				
	飼料費	円/頭				
飼 料 要 求 率		%				

(採卵鶏)

区 分		単 位	実 績		標	改善のための具体的方策
鶏 種	種	ヘ	メ	メ		
導入ひな	日 齢					
	価 格	円/羽				
年間導入羽数		千羽				
育 成 率		%				
淘 汰 方 法		一				
採 卵 期 間		か月				
飼料総給与量		t				

飼料要求率	%			
G. P. 経費	円/kg			

(ゾロイラー)

区 分	単 位	実 績	目 標	改善のための具体的方策
鶏 種				
ひな購入価格	円/羽			
鶏舎延坪数	坪			
1坪当たり常時飼養羽数	羽/坪			
餌 付 回 数	回/年			
餌 付 羽 数	千羽/年			
育 成 率	%			
出 荷 日 齢	日			
出 荷 体 重	kg/羽			
飼料総給与量	t			
飼 料 要 求 率	%			

別記第3号様式 (第5条関係)

(記号) 第 号指令

農業改良資金貸付資格認定書

住所 (法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所)

氏名 (法人等の場合は、名称及び代表者氏名)

平成 年 月 日申請の農業改良資金貸付資格は、北海道農業改良資金等貸付規則第5条の規定により、認定します。

平成 年 月 日

北海道知事

印

別記第4号様式 (第7条関係)

農業改良措置計画変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所 (法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所)

氏名 (法人等の場合は、名称及び代表者氏名)

㊦

電話番号 () -
フリガナ 氏 名 (法人等の場合は、名称及び代表者氏名)
生年月日 [年 月 日生 (歳)]

㊦

年 月 日付け 第 号で貸付資格の認定を受けた農業改良措置に関する計画を次のとおり変更したので申請します。

記

1 変更内容

(事業費、単位：円)

当初の計画	事業費(A)	変更後の計画	事業費(B)	事業費増減(B)-(A)
事業内容				
計		計		

2 変更理由

(注) 変更した農業改良措置に関する計画書を添付すること。

別記第5号様式 (第8条関係)

農業改良資金貸付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

郵便番号

住所 (法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所)

住所 (法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所)

連帯債務者
郵便番号

電話番号 () -
フリガナ 氏 名 (法人等の場合は、名称及び代表者氏名)

㊦

北海道農業改良資金等貸付規則第8条の規定により、次のとおり農業改良資金の貸付けを受けたいので申請します。

記

資金の種類 (該当するものに○を付けること。)	1 新たな農業部門の経営の開始 2 新たな農畜産物の加工の事業の経営の開始 3 新たな生産方式の導入 (農畜産物若しくはその加工品) 4 新たな販売方式の導入 (農畜産物若しくはその加工品)				
資金の用途					
今回借入申込金額	資金必要年月日	償還期間	うち据置期間	払込期日	
千円	年 月 日	年 月 日まで	年 月 日まで	月 日	
担保	所在地	地目・種類	筆数・登記面積 規模(実面積)㎡	担保種類 順位	所有者名
(有・無)					

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名 又 は 法 人 等 名	申 込 者 と の 関 係	職 業 又 は 営 業 内 容 (年 収 又 は 年 商)
	郵便番号 電話番号 郵便番号 電話番号	年 月 日生 (歳)		(百万円)
	年 月 日生 (歳)			(百万円)

- 注 1 「資金の使途」の欄は、機械・施設の種類又は農業改良措置に関する計画書 5 の (3)設備資金の使途と資金調達の該当する番号を記入すること。
- 2 担保物件が土地のときは、原則として1筆ごとに記入すること。ただし、担保順位が同順位のものについては地目別に記入することができる。
- 3 担保物件が融資対象のときは、「地目・種類」の欄にその旨を記入し、その他の欄の記入は不要。
- 4 担保の種類は、根抵当又は普通抵当等の区分を記入し、併せて担保順位を記入すること。

別記第6号様式 (第9条関係)

貸 付 金 額	番 号	第 号
決 定	年 月 日	平成 年 月 日

農業改良資金貸付決定通知書

住所 (法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所)

氏名 (法人等の場合は、名称及び代表者氏名)

様

北海道知事

印

平成 年 月 日付けで申請のあった農業改良資金の貸付けについては、北海道農業改良資金等貸付規則第9条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

貸 付 金 額	千円
資金の種類	

資金の使途							
償還金の支払期日及び償還金額	回	支払期日	償還金額	回	支払期日	償還金額	
	1	年月日	千円	7	年月日	千円	
	2	年月日	千円	8	年月日	千円	
	3	年月日	千円	9	年月日	千円	
	4	年月日	千円	10	年月日	千円	
	5	年月日	千円	11	年月日	千円	
	6	年月日	千円	12	年月日	千円	
据置期間	年 月 日まで						
担保							
連帯保証人	住所						
	氏名						
	住所						
	氏名						

別記第7号様式 (第10条関係)

(表 面)

収 入 入 紙 紙 ち ち ょう 紙 付 欄

貸 付 金 額	番 号	第 号
決 定	年 月 日	年 月 日

農業改良資金借用証書

氏名 (法人等の場合は名称及び代表者氏名)	
住所 (法人等の場合は主たる事務所の所在地又は代表者の住所)	市 町 村 番地
借 入 金 額	千円

資金の種類					
資金の用途					
利率	無	利	子		
償還金の支払期及び償還金額	回	支払期日	償還金額	回	支払期日
	1	年月日	千円	7	年月日
	2	年月日	千円	8	年月日
	3	年月日	千円	9	年月日
	4	年月日	千円	10	年月日
	5	年月日	千円	11	年月日
償還金	6	年月日	千円	12	年月日
	日まで				
据置期間					

本日上記のとおり農業改良資金を借用了しました。ついでには北海道農業改良資金等貸付規則及び裏面の特約条項を遵守し、借入金の償還及び支払は期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

北海道知事 様

債務者 住所 (法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所)

氏名 (法人等の場合は、名称及び代表者氏名)

印

連帯債務者 住所 (法人の場合は、所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

印

連帯保証人 住所 (法人の場合は、所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

印

連帯保証人 住所 (法人の場合は、所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

印

- (注) 1 連帯債務者及び連帯保証人がこの様式に書き切れない場合は別紙に記載し添付すること。
2 印は、印鑑証明を受けた印鑑を押印し、印鑑証明書を添付すること。

(裏 面)

北海道農業改良資金借用証書特約条項

(一時償還)

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者 (以下「乙」という。) は、道 (以下「甲」という。) が、次の各号のいずれかに該当すると認め、貸付金の一時償還の請求をしたときは、償還期限 (分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。) にかかわらず、直ちに借入金債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の使途以外に使用し、又は借入れ後長期間にわたり使用しないとき。
(2) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。
(3) 乙がこの資金の借入れに際し又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
(4) 乙が北海道農業改良資金等貸付規則 (以下「規則」という。) 及びこの契約に違反し、又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
(5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
(6) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
(7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
(8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
(9) この借入金により改良、造成、復旧又は取得した施設 (土地を含む。) が他に譲渡若しくは転用されたとき又は公用収用されたとき。
(10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、規則第10条の規定により、借入金の借入れの目的である農業改良措置の完了後30日以内に、甲に対し当該事業に係る農業改良措置実施報告書を提出する。

この場合において、複数の者が共同で借り受けたものであるときは、農業改良措置実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 乙は、この資金の借入れ目的である農業改良措置の遂行が困難となった場合、又は当該農業改良措置を変更、中止、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

3 乙は甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。

(1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙若しくは連帯保証人（以下「丙」という。）に死亡、解散その他これに準じる事実が発生したとき。

(2) 丙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのあるとき。

(3) その他甲が指示するとき。

(調査)

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便宜を提供する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙及び丙は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、その支払期日の翌日から支払の日まで、支払うべき金額に対し年12.25パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払う。

2 乙は、農業改良資金助成法第10条の規定による支払の猶予を申請した場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても前項の違約金を支払うものとする。

3 乙は、第1条第1号から第4号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から一時償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から一時償還金の支払の日までの日数に応じ貸付金の金額に対し年12.25パーセントの割合で計算した違約金を併せて甲に支払うものとする。

(担保の提供)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づき債務に係る担保の提

供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしないものとする。

2 乙は、担保として提供した自己の資産の価額が減失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(連帯保証人)

第10条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙丙間の契約のいかにかわらず、当該債務の履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は、連帯保証人の変更に関し乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(法定代位者の変動)

第11条 乙及び丙は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙は、償還期日、据置期間又は償還期限の変更につき、甲乙間においていかに取りはかわれても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者及び丙は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この取得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(公正証書の作成)

第14条 乙は、甲から請求を受けた場合には、直ちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を承諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続を行う。

号外第31号

北海道公報

(費用負担)

第15条 乙は、本借入金債務に係る一切の費用を負担するものとする。

2 甲が乙に代わって登記を行い、又は公正証書の作成を委嘱し、その他債権保全のため費用を立て替えて支払った場合には、乙は、甲の承認を受けた場合を除き、立替日数に並び、立替金に相当する金額につき年12.25%の割合の利息を甲に支払うものとする。

(合意管轄)

第16条 甲、乙及び丙は、この契約に関する訴訟につき甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

別記第8号様式 (第11条関係)

報告實施措施良改業農

北海道知事 様

住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所）

氏名(法人等の場合は、名称及び代表者氏名)

さきに借り受けた農業改良資金に係る農業改良措置を、次のとおり実施したので報告します。

1 借受状況

三

貸付決定年月日	年 月 日	貸付決定番号	
資金借受年月日	年 月 日	借 受 金 額	円

2 農業改良措置実施状況

[illegible][illegible]

注1 「計画」の欄は、申請時の計画の概要、変更承認を受けたときはその概要を記入すること。

2 「内容」の欄は、貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名等を詳細に記入すること。

3 領収書の写しを添付し、領収書番号に対応した番号を付すこと。

4 研修の場合は、別紙の研修証明書を添付すること。

3 資金調達の実績

区分	事業費	資金調達区分		
		農業改良資金	自己資金	その他
申請時計画	円	円	円	円
実績				

注 複数の者が共同で借り受けた場合は、個人別内訳表に各人の確認印を押印したものを作成し、添付すること。

別紙

車 窗 閉 鎖

研修者

住所名

上記の者は、次のとおり研修を受けていることを証明します。

己

研修の名称	
研修期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月)
その他の 特記事項	

年
月
日

研修を受けた機関又は農業者の名称又は氏名
(海外研修にあっては、派遣機関名)

印

住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

別記第9号様式 (第12条関係)

農業改良資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所 (法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所)

氏名 (法人等の場合は、名称及び代表者氏名)

印

年 月 日付けで貸付決定 (貸付決定番号第 号) を受けた農業改良資金について、北海道農業改良資金等貸付規則第12条の規定により、次のとおり償還金の支払の猶予を申請します。

記

借入者の氏名又は名称	千円	
借受金額	千円	
当初の償還金支払方法	支払期日	金額
	第1回 年 月 日	千円
	第2回 年 月 日	千円
	第3回 年 月 日	千円
	第4回 年 月 日	千円
	第5回 年 月 日	千円
~~~~~		
第12回 年 月 日		千円
変更後の償還金	支払期日	金額
	第1回 年 月 日	千円
	第2回 年 月 日	千円
	第3回 年 月 日	千円

支払方法	第4回 年 月 日	千円
	第5回 年 月 日	千円
~~~~~		
	第12回 年 月 日	千円
変更理由		

- (注) 1 変更理由欄には災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
2 それぞれの事由に応じて知事が指定する者が発行する証明書を添付すること。

別記第10号様式 (第13条関係)

農業改良資金償還金支払猶予決定通知書

番 号

平成 年 月 日

申請者 住所 (法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所)

氏名 (法人等の場合は、名称及び代表者氏名)

様

北海道知事

印

平成 年 月 日付け貸付決定 (貸付決定番号第 号) の農業改良資金については、北海道農業改良資金等貸付規則第13条第1項の規定により、次のとおり償還金の支払猶予を決定したので通知します。

記

借入者の氏名又は名称	千円	
借受金額	千円	
当初の償還金支払方法	支払期日	金額
	第1回 年 月 日	千円
	第2回 年 月 日	千円
	第3回 年 月 日	千円
	第4回 年 月 日	千円
	第5回 年 月 日	千円
~~~~~		
第12回 年 月 日		千円

		支 払 期 日	金	額
変更後の償還金 支 払 方 法	第1回	年 月 日		千円
	第2回	年 月 日		千円
	第3回	年 月 日		千円
	第4回	年 月 日		千円
	第5回	年 月 日		千円
		第12回	年 月 日	千円

別記第11号様式 (第15条関係)

農業改良資金道貸付金貸付申請書

北海道知事 様  
年 月 日

所 在 地  
融資機関名  
代表者氏名

印

農業改良資金助成法第3条第2項に規定する農業改良資金の貸付けを実施するため、  
北海道農業改良資金等貸付規則第15条の規定により、次のとおり農業改良資金道貸付金  
の貸付けを受けたいので申請します。

記

農業改良資金道貸付金借入申込金額

円

(添付書類)  
農業者等から提出のあった農業改良資金の貸付けの申請に係る書類の写しを添付する  
こと。

別記第12号様式 (第16条関係)

貸 付 番 号	第 号
決 定 年 月 日	平成 年 月 日

農業改良資金道貸付金貸付決定通知書

所 在 地  
融資機関名  
代表者氏名

様

北海道知事

印

平成 年 月 日付けで申請のあった農業改良資金道貸付金の貸付けについて、  
北海道農業改良資金等貸付規則第16条第1項の規定により、次のとおり決定したので通  
知します。

記

道貸付金貸付金額		千円					
資金の用途		農業改良資金貸付けに係る原資（貸付先・貸付金額の欄に記載のとおり。）					
貸付先		住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所）					
		氏名（法人等の場合は、名称及び代表者氏名）					
貸付金額		千円					
償還金の支払期日及び償還金額		回	支払期日	償還金額	回	支払期日	償還金額
		1	年月日	千円	7	年月日	千円
		2	年月日	千円	8	年月日	千円
		3	年月日	千円	9	年月日	千円
		4	年月日	千円	10	年月日	千円
		5	年月日	千円	11	年月日	千円
		6	年月日	千円	12	年月日	千円
据置期間		年 月 日まで					

別記第13号様式 (第16条関係)

農業改良資金道貸付金支払請求書

年 月 日

北海道知事 様

所在地  
融資機関名  
代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で貸付決定のあった農業改良資金  
道貸付金について、北海道農業改良資金等貸付規則第16条第3項の規定により、次のと  
おり支払を請求します。

記

支払請求額 円

別記第14号様式 (第17条関係)

(表 面)

貸付決定番号	第 号
貸付決定日	年 月 日

収入紙の  
印ちよう欄

農業改良資金道貸付金借用証書

借 用 金 額	千円					
資 金 の 使 途	農業改良資金貸付けに係る原資（貸付先・貸付金額の欄に記載のとおり。）					
貸 付 先	住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所）					
	氏名（法人等の場合は、名称及び代表者氏名）					
貸 付 金 額	千円					
利 率	無 利 子					
償 還 期 限	年 月 日					
据 置 期 間	年 月 日まで					
償 還 金 の	回	支 払 期 日	償 還 金 額	回	支 払 期 日	償 還 金 額
	1	年 月 日	千円	7	年 月 日	千円

支 払 期 日	2	年 月 日	千円	8	年 月 日	千円
及 び	3	年 月 日	千円	9	年 月 日	千円
償 還 金 額	4	年 月 日	千円	10	年 月 日	千円
	5	年 月 日	千円	11	年 月 日	千円
	6	年 月 日	千円	12	年 月 日	千円
償還金元利金 支払場所						
道貸付金払出 期限	年 月 日					

本日上記のとおり農業改良資金道貸付金を借用しました。ついては北海道農業改良資金等貸付規則及び裏面の特約条項を遵守し、借入金の償還及び支払は期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

北海道知事 様

債務者 所 在 地

融資機関名

代表者氏名

印

(裏 面)

北海道農業改良資金道貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 農業改良資金道貸付金の貸付けを受けた融資機関 (以下「乙」という。)は、北海道 (以下「甲」という。) から借り受けた資金と同額を、 (以下「丙」という。) に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同じにして貸し付ける。

(一時償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をしたときは、償還期限 (分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。) にかかわらず、直ちに借入金債務の全部又は一部を弁済する。

(1) 乙が道貸付金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は借入れ後速やかに丙に貸付けをしないとき。

号外第31号

報 告 公 開 北 海 道

(2) 乙が道貸付金の償還を怠ったとき。   (3) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。   (4) 乙が北海道農業改良資金等貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。   (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。   (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。   (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。   (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。   (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。   <b>(繰上償還)</b>   <b>第3条</b> 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。   <b>(転貸債権の一時償還及び繰上償還)</b>   <b>第4条</b> 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の一時償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。   2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。   3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求できる場合には、丙に一時償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。   <b>(経理上の措置)</b>   <b>第5条</b> 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。   <b>(報告)</b>   <b>第6条</b> 乙は次の各号に掲げる場合には甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。   (1) 丙が離農しようとするとき。   (2) この借入金の転借により改良、造成、復旧又は取得された施設（土地を含む）が他に譲渡若しくは転用又は公用取用されることとなったことを知ったとき。   (3) 乙の住所、名称、資本金、代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生したとき。	
(4) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのあるとき。   (5) 上記の他、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けたとき。   (6) その他甲が指示するとき。   <b>(調査)</b>   <b>第7条</b> 乙は、甲の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便宜を提供する。   <b>(弁済充当の指定権)</b>   <b>第8条</b> 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。   <b>(違約金)</b>   <b>第9条</b> 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかった場合は、支払期日の翌日から支払の日まで、支払うべき金額に対し年12.25パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払う。   2 乙は、丙が農業改良資金助成法第10条の規定による支払の猶予をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても前項の規定による違約金を支払うものとする。   3 乙は、第2条第1号から第4号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から一時償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から一時償還金の支払の日までの日数に応じ貸付金の金額に対し年12.25パーセントの割合で計算した違約金を併せて甲に支払うものとする。   4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。   5 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。   <b>(転貸債権の買入)</b>   <b>第10条</b> 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に買入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。   <b>(合意管轄)</b>   <b>第11条</b> 甲及び乙は、この契約に関する訴訟につき甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。   <b>別記第15号様式</b>（第19条関係）   <b>農業改良資金道貸付金業務実施報告書</b>	年 月 日

北海道知事 様

所在地  
融資機関名  
代表者氏名

印

年 月 日付けで貸付けを受けた農業改良資金貸付金により、農業改良資金の貸付けの業務を実施したので、北海道農業改良資金等貸付規則第19条の規定により、次のとおり書類を添えて報告します。

1 農業改良資金貸付金借受実績

記

貸付決定番号		貸付決定日	年	月	日
貸付金額	円	貸付実行日	年	月	日

2 農業者等に対する貸付実績

貸付けの相手方	住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所）				
	氏名（法人等の場合は、名称及び代表者氏名）				
貸付金額	円	貸付実行日	年	月	日

3 農業者等の農業改良措置実施状況

着工年月日			年		月		日		完了年月日			年		月		日	
計				画			実			績			計画と実績の相違点とその理由				
内容		単価 (円)	数量	金額 (円)	内容		単価 (円)	数量	支払金 額(円)	領収書 番号							
内					内												

注1 「計画」の欄は、申請時の計画の概要、変更承認を受けたときはその概要を記入すること。

2 「内容」の欄は、貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名等を詳細に記入すること。  
3 領収書の写しを添付し、領収書番号に対応した番号を付すこと。  
4 農業者等の資金調達の実績

区分	総事業費	資金調達区分		
		農業改良資金	自己資金	その他
申請時計画	円	円	円	円
実績				

注 複数の者が共同で借り受けた場合は、個人別内訳表を作成し、添付すること。

5 添付書類

農業者等と交わした金銭消費貸借契約書（借用証書等）の写し

別記第16号様式（第22条関係）

農業改良資金貸付金償還金支払猶予申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地  
融資機関名  
代表者氏名

印

年 月 日付けで貸付決定（貸付決定番号第 号）を受けた農業改良資金貸付金について、北海道農業改良資金等貸付規則第22条第1項の規定により次のとおり償還金の支払の猶予を申請します。

記

借受金額	千円	
支払期日	金	額
第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	千円
第3回	年 月 日	千円
第4回	年 月 日	千円
第5回	年 月 日	千円
当初の償還金支払方法		



	第12回	年	月	日	金	額
支	払	期	日			
変更後の償還金 支払方法	第1回	年	月	日	千円	
	第2回	年	月	日	千円	
	第3回	年	月	日	千円	
	第4回	年	月	日	千円	
	第5回	年	月	日	千円	
	第12回	年	月	日	千円	
変更理由						

- (注) 1 変更理由欄には災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。  
2 それぞれの事由に応じて知事が指定する者が発行する証明書を申請書に添付すること。

別記第17号様式 (第22条関係)

農業改良資金貸付金償還金支払猶予決定通知書

番 平成 年 月 日  
号

所在地  
融資機関名  
代表者氏名

様

北海道知事

印

平成 年 月 日付け貸付決定 (貸付決定番号第 号) の農業改良資金  
金道貸付金については、北海道農業改良資金等貸付規則第22条第2項の規定により、次  
のとおり償還金の支払猶予を決定したので通知します。

記

借 受 金 額	千円	
支	払	期 日
第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	千円
第3回	年 月 日	千円
当初の償還金		千円

支払方法	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還金 支払方法	支	払	期	日	金
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年十月三十一日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第九十七号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則  
北海道農業近代化資金利子補給規則 (昭和三十七年北海道規則第十二号) の一部を次のよ  
うに改正する。  
第二条の表を次のように改める。

農 業 近 代 化 資 金 の 種 類	利	子	補	給	率
	法第二条第二 項第一号、第 二号、第四号 及び第五号に 掲げる融資機 関が同条第一 項第一号に掲 げる者に貸し 付ける場合	法第二条第二 項第一号に掲 げる融資機関 が同条第一項 第二号から第 四号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第二条第二 項第二号から 第五号までに 掲げる融資機 関が同条第一 項第二号から 第四号までに 掲げる者に貸 し付ける場合	年一・二五 パーセント	年一・二五 パーセント
一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の 生産、流通又は加工に必要な施設の改良、 造成、復旧又は取得に要する資金 (農地又 は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要す るものを除へ。)				年一・二五 パーセント	年〇・四五 パーセント



昭和52年北海道告示第3148号（北海道農業改良資金貸付基準）は、廃止する。  
平成14年10月31日

北海道知事 堀 達 也

二 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年〇・四五パーセント
三 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年〇・四五パーセント
四 事業費が千八百万円以下の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年〇・四五パーセント
五 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で知事が指定するもの（法第二条第一項第一号に掲げる者に貸し付けられるものに限る。）	年一・二五パーセント		
六 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年一・二五パーセント	年〇・四五パーセント
七 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する資金	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年〇・四五パーセント

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十四年七月一日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。
- 前項の場合において、平成十四年七月一日から同月四日までの間に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金に係る改正後の規則の適用については、改正後の規則第二条の表の利子補給率の欄中「〇・四五パーセント」とあるのは、「〇・六パーセント」とする。

告 示

北海道告示第1747号

平成十四年十月三十一日 木 曜 日

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北  
士海  
道道  
プリント  
株式総  
会社務  
社文書  
道課